

労災保険の積立金について

- 労災保険には、重度被災労働者等に対し、将来にわたって長期間の給付を行う年金給付（傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金）があり、そのための原資を積立金として保有。【年金受給者数：223,592人（平成20年度末）】
- 年金給付に要する費用については、「労働災害に伴う補償責任は、事故が発生した時点における事業主集団が負うべき」という考え方に立って、事故が発生した時点において将来分も含めて「全額徴収」し、これを積み立てている。（保険料率は、事業の種類毎に厳格な数理計算に基づき設定されている。）

⇒ 積立金は、使用用途のない余剰金ではなく、現在年金を受けている方に対する「年金給付の原資」となる確定的な債務（責任準備金）。

積立金残高 : 平成20年度 8兆985億円

- 年金受給者に対する年金給付に必要な額をあらかじめ積み立てることにより、
 - ① 災害と関係のない後世代の事業主集団にしわ寄せせずすむことによる世代間の保険料負担の公平が実現。
 - ② 産業の衰退等、産業構造が変化した場合にも、他産業にしわ寄せせずすむことによる産業間の保険料負担の公平が実現。

⇒ 事業主の災害防止努力による労働災害の減少が保険料負担の減少に直結し、事業主の災害防止のインセンティブが増し、労働者の保護にもつながる。

- 積立金の使途は法律で規定されている。

※ 労働者災害補償保険法第30条 「労働者災害補償保険事業に要する費用にあてるため政府が徴収する保険料」

※ 特別会計に関する法律第103条 「労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費（特別支給金に充てるためのものに限る。）に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てる」